

商品名: _____
 メーカー名: _____
 型及び等級: _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物・パート2)
 様式9-10

(1/2)

CISTEC 2010.4
 (平成22年4月1日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
<p>第十二号 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム 又はその部分品:</p> <p>盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム 又はその部分品 (盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。):</p> <p>(解釈) 「部分品」: 他の用途に用いることができるものを除く。</p> <p>「貨物等省令第8条九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム 又はその部分品」: 暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくは その部分品を含む。</p>			
<p>☆第十二号に該当し、規制されるものかどうかを判定する。</p>			
<p>[注意事項]</p> <p>☆ プログラムにより、盗聴検知機能を実現するものも当該装置の有する機能と同等の機能とみなして手順(1)以降で盗聴検知機能を判定すること。</p>			
<p>◇「副次的暗号装置」の判定</p> <p>1 電子計算機又はその部分品若しくは附属品か?</p> <p>2-1 当該貨物の有する主たる機能が、情報システムのセキュリティ管理か?</p> <p>2-2 当該貨物の有する主たる機能が、情報の送信、受信又は記録及び保存(娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)か?</p> <p>2-3 当該貨物の有する主たる機能が、有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用か?</p> <p>3 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか?</p> <p>4 上記1~3の質問事項の回答欄において、全て左欄のみチェックされ、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> はい ↓</p> <p><input type="checkbox"/> はい ↓</p> <p>←最終判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←手順(1)へ</p> <p><input type="checkbox"/> はい ←手順(1)へ</p> <p><input type="checkbox"/> はい ←手順(1)へ</p> <p><input type="checkbox"/> はい ←手順(1)へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ←手順(1)へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p>	

CISTEC 2010.4
 (平成22年4月1日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
手順(1): 盗聴検知機能の判定			
・盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品か? (解釈)「盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム」: 電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。 「部分品」: 他の用途に用いることができるものを除く。 ・部分品か? ・盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ <input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ <input type="checkbox"/> はい	
手順(1)の判定欄: 以上の結果、当該貨物、プログラムの有する盗聴検知機能は標記第十二号に該当するか?(注1) ※技術の判定のため、盗聴検知機能の判定のみを確認する場合は、ここで終了。貨物の場合は続けて手順(2)へ。	<input type="checkbox"/> <u>い</u> い <u>え</u> (非該当)	<input type="checkbox"/> <u>は</u> い (該当)	
手順(2): プログラムのみにより当該機能を実現する場合の判定 (貨物の判定の場合で、手順(1)の判定欄が「はい」の場合にのみ、続けて判定する)			
a. プログラムのみにより、貨物の有する盗聴検知機能と同等の機能を実現するものか? →「 <input type="checkbox"/> はい」の場合は、上記手順(1)の判定結果を用いて、外為令別表の9の項(1)の判定を行う。 (様式9-技術(別紙1)を用いて判定すること)	<input type="checkbox"/> <u>は</u> い ↓(貨物は当該装置非該当、技術は当該機能実現プログラム該当)	<input type="checkbox"/> <u>い</u> い <u>え</u> ↓	
最終判定(貨物) 以上の結果、標記第十二号に該当するか?(注2)	<input type="checkbox"/> <u>非</u> 該 <u>当</u>	<input type="checkbox"/> <u>該</u> 当	

(注1) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物が標記第十二号に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

(注2) 手順(1)の判定欄の左欄にチェックされた場合はその判定結果が、そうでない場合は、手順(2)または最終判定欄の判定結果が最終判定となる。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属

(フリガナ)

氏名

電話

印